

厚生環境委員会委員協議会記録

1 会議の日時	平成31年1月21日 開会 午後 1時 2分 閉会 午後 2時 23分
2 会議の場所	厚生環境委員会室
3 出席者	委員長 加藤 大博 副委員長 水野 吉近 駒田 誠 尾藤 義昭 篠田 徹 山本 勝敏 野村 美穂 山田 実三
	執行部 別紙配席図のとおり
4 事務局職員	主査 岩田 昌也 主事 岩島 由里奈

5 会議に付した案件	
件名	審査の結果
<p>1 議題</p> <p>(1) 統計調査について</p> <p>(2) 消費者行政について</p> <p>(3) 介護人材の定着と介護事業者指導監査の状況について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) パーキングパーミット制度の導入について</p> <p>3 その他</p>	

## 6 議事録(要点筆記)

### ○加藤大博委員長

ただいまから、閉会中における厚生環境委員会委員協議会を開会する。

本日の協議会は、委員会の所管事項の調査や施策の評価の充実を図るため開催したものである。

議題は、お手元に配付した「次第」のとおりである。

なお、執行部職員の出席については、今回の議題の所管課を中心に、出席いただいているため、あらかじめご了承願う。

それでは、はじめに「統計調査」について、執行部からの説明を願う。

(森岡 健康福祉部長 あいさつ)

(村田 統計課長 説明)

### ○加藤大博委員長

ただいまの説明に対し、質疑はあるか。

### ○篠田 徹委員

国で問題になっている統計調査の手法について、県において不適正な手法は絶対はないといえるか。

### ○村田統計課長

毎月勤労統計調査について、岐阜県では従業員500人以上の事業所全てを調査対象にしていることを厚生労働省に確認している。

### ○加藤大博委員長

県独自の統計調査における質問項目の設定方法は。

### ○村田統計課長

専門的な部分が大きく、結果を政策に活用することから、県ではそれぞれの事業課が調査項目を設定している。質問項目等については、統計課と調整した後に総務省に届出をしている。

### ○加藤大博委員長

総務省に届出を行う必要があるのか。

### ○村田統計課長

そのとおり。

### ○加藤大博委員長

意図的な設問により回答が誘導されることがないように、どのように担保しているか。

### ○村田統計課長

統計課において設問を確認しており、総務省とも調整をしている。

### ○加藤大博委員長

質問の仕方には十分気を付けていただきたい。

### ○野村美穂委員

「小学校高学年のための統計学習に関する副読本」は、副読本を使って授業をする等、一定の学習の時間が設けられているのか。

### ○村田統計課長

授業にどのように活用されているかは学校によって異なるが、ふるさと学習などで活用されているところもあると聞いている。

### ○野村美穂委員

岐阜県統計グラフコンクールは私が小さい時から存在しているが、グラフの理解を深めていくうえで、

参考になる作品があると思うが、表彰後にどのように活用されているのか。グラフの優秀な点、素晴らしい点などがグラフを作った子どもたちに伝わるようにしないと、統計の重要性や必要性が伝わらないのではないかと。活用方法を教えてほしい。

○村田統計課長

統計グラフコンクールの上位入賞者については、作品と審査員の講評をホームページに掲載して、県民に周知している。

○野村美穂委員

副読本とグラフコンクールに共通するが、データを見ることは、大事であると大人になってから感じる。成果として統計の深い知識が得られるようにしていただきたい。また副読本を見せてほしい。

○加藤大博委員長

統計調査員の募集方法は、

○村田統計課長

市町村に確保をお願いしている。公募や調査員からの紹介等と聞いている。

○加藤大博委員長

調査員の身分は、

○村田統計課長

調査ごとに任命している特別職の公務員であり、調査員証を発行している。

○加藤大博委員長

報酬はどのようになっているのか。

○村田統計課長

それぞれの調査によって異なる。

○加藤大博委員長

統計調査委員はハローワークなどで公募していないのか。広く募集しないと人材不足は解消しないのではないかと。

○村田統計課長

公募の方法は市町村によって異なるが、広報誌に掲載するなど、広く公募をしている。

○加藤大博委員長

質疑も尽きたようなので、これをもって質疑を終了する。

次に、「消費者行政」について、執行部からの説明を求める。

(今瀬 県民生活課長 説明)

○加藤大博委員長

ただいまの説明に対し、質疑はあるか。

○水野吉近副委員長

「若者の相談」について、具体的にどのような相談が多いか。

○水谷県民生活相談センター所長

若者の相談の特徴としては、19歳から20歳にかけて相談件数が増加することのほか、マルチ商法に関する相談が多くなっている。20歳になると未成年者取り消しができなくなることから、悪質な業者がそこを狙って契約に結びつけようとしていることが考えられる。

○水野吉近副委員長

相談に来るタイミングは、かなり手遅れになってから来るのか、初期の段階で来るのか。

○水谷県民生活相談センター所長

案件によって様々ではあるが、中には代金を支払うために借金をし、返済ができなくなってから相談に来るといった事例もある。しかしながら、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約書が交付されていないことを理由として、クーリング・オフによる契約解除ができる場合もあり、相談に来るタイミングが遅いからといって、すべてが手遅れになるわけではない。クーリング・オフによる契約解除、あるいは契約の取り消しができるかについては、相談員が契約の状況を確認しながら対応している。

○水野吉近副委員長

相談窓口に来る方は、自分ではどうしようもなくなって、何とか行政に間に入ってもらうことで解決してもらいたい、という要望を持っていると思う。相談窓口では、完全に解決するまで対応しているのか、あるいは、弁護士などを紹介するだけなのか。

○水谷県民生活相談センター所長

相談者自身で解決ができるものについては、解決の方法を助言している。相談者自身での解決が困難な場合は、あっせんという形で相談者と事業者の間に入って、話し合いの調整等を行うことにより、解決を目指す場合もある。さらには、専門家でない場合と解決が困難な場合は、法律相談窓口の紹介などを行うこともある。

○水野吉近副委員長

最近、相談員のレベルは上がってきているという話は聞いているが、町村では、スキルアップを含めて体制が十分ではないというイメージがある。技術的な支援を含めて町村と県との連携はどのような状況になっているか。

○今瀬県民生活課長

技術的支援については、市町村窓口への巡回訪問指導を年20回程度、市町村相談員が弁護士の法的助言を受ける機会を月2回設けている。

○水野吉近副委員長

相談件数が前年度より増加しているようだが、その要因は、相談窓口の存在を県民が認識し始めていることにあるのか、あるいは、業者が悪質化していることにあるのか。

○今瀬県民生活課長

両面あると考えられる。平成29年度に架空請求に関する相談件数が増加した要因として、ハガキによる架空請求が急増したことが挙げられるが、過去に流行した手口が、時間をおいて再度流行することにより、相談件数が増加することがある。

また、相談窓口の周知については、年間100回以上実施している県民向けの出前講座において、「消費者ホットライン188」の周知を行っており、そのPR効果が相談件数の増加に影響を与えていると考えられる。

○加藤大博委員長

マルチ商法に関する相談は、金額ベースでいうと、どのくらいの規模の相談が寄せられているのか。また、相談全体でいうと、各年代でどのくらいの金額の規模の相談が寄せられているのか。

○水谷県民生活センター所長

マルチ商法に関する相談は、1件当たり数十万円から百万円程度のものが多い。

平成29年度の相談全体における契約者年代別平均契約購入金額としては、20歳未満が21.9万円、20歳代が61万円、30歳代が100.3万円、40歳代が89.3万円、50歳代が91.2万円、60歳代が136.1万円、70歳代が129.2万円、80歳以上が153.7万円となっている。

○加藤大博委員長

質疑も尽きたようなので、これをもって質疑を終了する。

次に、「介護人材の定着と介護事業者指導監査の状況」について、執行部からの説明を求める。

(寺島 高齢福祉課長 説明)

○水野吉近副委員長

3年未満の離職率が高いとのことだが、3年を超えたら離職率は下がるのか。

○寺島高齢福祉課長

3年未満の離職率が高いというのは、介護に限らず全業種の傾向ではないかと思うが、とりわけ介護ではその割合が高いと言われている。離職後3年を境に、離職率は大きな差が生じると認識をしているので、3年未満の離職率を下げていくことに努めていきたいと考えている。

○水野吉近副委員長

介護職員の平均年齢はどれくらいか。60歳以上の方はどれくらいか。

○寺島高齢福祉課長

施設系の職員では20代が約15%、60歳以上が約16%くらいであり、全体的に30~40代が多い。また、訪問系の職員では20代が約4%、60歳以上が約38%であり、全体的に40~60代が多い。

○水野吉近副委員長

介護職員から経営者層との人間関係について相談を受けることがある。サポートダイヤル(相談窓口)では、人間関係に関する相談について、どのような対応をしているのか。

○寺島高齢福祉課長

新人職員からの相談では「資格を取りたい」等の前向きな相談もあるが、「仕事を辞めたい」という相談や人間関係等に関する相談もある。年間200件くらいの相談のうち、労働環境、処遇、人間関係等の相談が多い。新人職員向けの相談窓口については、介護福祉士会に委託しており、相談者に対しては、傾聴し、先輩職員としてのアドバイス等を行っている。

○水野吉近副委員長

相談窓口の電話番号は、消費者ホットライン「188(いやや)」のように分かりやすいものか。それとも自分たちで調べて電話してもらおうのか。

○寺島高齢福祉課長

ホームページで調べて電話していただいている。

○駒田誠委員

今後も介護施設等の需要が高まっていくと思われる。新規に事業を行う場合、事業認可を受ける必要があると思うが、今はどのような状況か。

○寺島高齢福祉課長

施設整備にかかる相談は市町村等を通じて、県にあがってきている。ハード面である施設整備においては、担い手となる介護人材の確保ができるのかというソフト面も合わせて、「岐阜県高齢者安心計画」で予定されている状況を確認しながら、市町村と相談して進めている。

○駒田誠委員

下呂市ではお年寄り宅への食事配達を一生懸命されている方がいるが、介護保険制度上のやり方でやらないと仕事が得られないと思う。どうしたらよいか。

○寺島高齢福祉課長

その点については、制度の中で取り決めがあるため、その制度の枠の中でルールを守っていただくことになるかと思う。

○駒田誠委員

先日のこれからの健康・医療・福祉対策特別委員会の県外視察先の社会福祉法人ひだまりでは、制度

と制度外を生かしながら、困っている人を受け入れる事業を行っていた。制度外サービスをやりたいという場合、どこに相談すればよいのか。

○寺島高齢福祉課長

制度については高齢福祉課、制度外は地域福祉課が所管課であり、密接に連携して対応していきたい。

○山田実三委員

介護関係の仕事を辞めた理由のデータの取り方について教えてほしい。

○寺島高齢福祉課長

全国の介護労働実態調査では、全国8,782事業所のうち県内の約150事業所が対象となっている。また、平成28年度に実施した県の調査では、1,000事業所を対象に調査し、555事業所から回答を得ている。統計の取り方・解釈の仕方によって、その後の施策に影響するので、丁寧に把握し、細やかに対応できるように努めてまいりたい。

○野村美穂委員

離職者は、本人が辞めたいと思って辞めているのか、辞めざるを得ないのか。この点についてどう整理してアプローチしているのか。

○寺島高齢福祉課長

ご指摘の事項に関する設問がないため、明確にお答えできないが、県内の介護福祉士約2万4千人のうち働いているのは1万2千人くらいで、半分くらいの人が資格を持ちながら働いていない状況である。現在、県では離職した有資格者に対する届出制度を設置しているので、介護の仕事への復職に向けて、講座や復職に向けた準備金制度等を直接紹介することができる。

離職した理由については結婚、転勤等、様々であるが、いずれにしても資格を有しながら離職を余儀なくされた方にアプローチしていくために、統計データを利用している。

○野村美穂委員

サポートダイヤルを介護職員に対してどのように周知しているのか。

○寺島高齢福祉課長

介護職員が広く利用できるように、チラシの配布や事業所内での回覧だけではなく、介護情報ポータルサイト内においても周知を行っている。

○野村美穂委員

離職理由が職場の人間関係にあるのであれば、そこを解決できれば定着に寄与するのではないか。介護に携わっている方へ広く周知してほしい。

○寺島高齢福祉課長

承知した。

○加藤大博委員長

3年未満の離職率が6割～7割ということだが、1年未満で辞めた人が多いのか、2年未満で辞めた人が多いのか、そのあたりは把握しているか。

○寺島高齢福祉課長

離職率については、1年未満が約40%、1年以上3年未満が約26%となっている。

○加藤大博委員長

指導監査を通じて介護事業所をしっかりと体制にしていくことが介護人材の定着につながると考える。よろしくお願ひしたい。

○寺島高齢福祉課長

承知した。

○加藤大博委員長

質疑も尽きたようなので、これをもって質疑を終了する。

次に報告事項として、「パーキングパーミット制度の導入」について、執行部からの報告を求める。

(安江 地域福祉課長 説明)

○尾藤義昭委員

けが人等への交付要件として「医師が必要と認める場合」という記載があるが、障害者手帳が交付されていない人で歩行が困難な方についても、「特に医師が必要と認める者」として交付対象とすることはできないか。

○安江地域福祉課長

手帳等が交付されていない歩行困難な方もいるので、最終的には医者が病気などで歩行困難と認めた場合については、利用証をお渡しできる形を検討していきたいと考えている。いただいた意見を福祉のまちづくり推進会議に諮り、最終的に確定していきたい。

○野村美穂委員

不適正な利用があった場合の対応は。

○安江地域福祉課長

利用証が無い方が駐車場に停めた場合は、施設管理者の協力をもらい、ワイパー等に「当該駐車場を利用する場合は、利用証の交付を受けてください」という注意書きを挟むことを考えている。

○野村美穂委員

罰則があるわけではなく、個人の良心に訴えかけるということか。

○安江地域福祉課長

そのとおり。全国的にも罰則を設けているところはないので、皆さんに制度を理解してもらい、本当に困っている方が適正に駐車場を利用できるように啓発する必要があると考える。また、例えば不適正な利用の中に、交付対象者が亡くなった後、他の家族が使うことも想定されるため、有効期限を設けて実施することを考えている。

○加藤大博委員長

利用証は、交付要件に該当すれば交付されるのか、それともさらに審査を経て交付されるのかどちらか。

○安江地域福祉課長

交付要件に該当すれば交付される。

○加藤大博委員長

質疑も尽きたようなので、これを追って質疑を終了する。

以上で、本日の調査は終了しましたが、この際、何かご意見等はないか。

○篠田徹委員

昨年度から交付を開始しているヘルプマークを着けている人をあまり見ないが、どれくらいの数を配布したか。

○浅井障害福祉課長

これまでに、市町村等を通じて2万3千個程度配布している。

○加藤大博委員長

それでは、これをもって、本日の委員会協議会を閉会する。



# 厚生環境委員会 委員協議会配席図

平成31年1月21日(月)

議会棟3階厚生環境委員会室

